

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月13日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第11号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和31年静岡県規則第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(麻薬取締員の資格)</p> <p>第3条 法第54条第2項の麻薬取締員は、県の職員で次の各号のいずれかに該当する者のうちから、知事が命ずる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学又は旧制大学において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位又は旧大学令による学士の称号を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後、通算して1年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者</p>	<p>(麻薬取締員の資格)</p> <p>第3条 法第54条第2項の麻薬取締員は、県の職員で次の各号のいずれかに該当する者のうちから、知事が命ずる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法 <u>（昭和22年法律第26号）</u> に基づく大学又は旧制大学において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業し、学士の学位 <u>（同法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）</u> 又は旧大学令による学士の称号を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に基づく短期大学 <u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校において、法律又は薬事に関する科目を修めて卒業した後 <u>（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）</u>、通算して1年以上麻薬取締りに関する事務に従事した者</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。